

○ 議事日程(第5号)

- 1 議案第66号 令和6年度山ノ内町一般会計補正予算(第8号)
- 2 議案第67号 フランス サン・ジェルヴェ・レ・バン市との友好都市の締結について
- 3 議案第63号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第64号 山ノ内町組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第65号 湯田中駅前温泉公園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 陳情第11号 福祉医療給付制度を国の制度として確立することと、医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置をすべて廃止することを求める陳情
- 7 発委第10号 福祉医療給付制度を国の制度として確立することと、医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置をすべて廃止することを求める意見書の提出について
- 8 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査について
- 9 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について
- 10 予算決算審査委員会の閉会中の継続調査について
- 11 広報常任委員会の閉会中の継続調査について
- 12 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○ 本日の会議に付した事件……議事日程に同じ

○ 出席議員次のおり(13名)

1番	小田孝志君	9番	高田佳久君
2番	畔上恵子君	10番	渡辺正男君
3番	小林仁君	11番	山本光俊君
4番	志鷹慎吾君	12番	小林克彦君
5番	塚田一男君	13番	白鳥金次君
6番	湯本るり子君	14番	湯本晴彦君
8番	徳竹栄子君		

○ 欠席議員次のおり(なし)

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のおり

議会事務局長 鈴木明美 議事係長 湯本寿

○ 説明のため議場に参加した者の職氏名次のとおり

町長	平澤岳君	教育長	竹内延彦君
副町長	久保田敦君	こども未来課長	望月弘樹君
総務課長	古幡哲也君	生涯学習課長	田村清志君
未来創造課長	堀米貴秀君	産業振興課長	宮崎弘之君
危機管理課長	田中浩幸君	建設水道課長	高木和彦君
住民税務課長	湯本豊君	消防課長	湯本睦夫君
健康福祉課長	小林佳代子君	会計管理者	小林知之君

(開 議)

(午後 2時00分)

議長(湯本晴彦君) 議員各位には、公私ご多忙のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

ただいまの出席議員数は13名です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

1 議案第66号 令和6年度山ノ内町一般会計補正予算(第8号)

議長(湯本晴彦君) 議事に入ります。

日程第1 議案第66号 令和6年度山ノ内町一般会計補正予算(第8号)を上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

(町長 平澤 岳君登壇)

町長(平澤 岳君) お疲れさまです。

議案第66号 令和6年度山ノ内町一般会計補正予算(第8号)についてご説明申し上げます。

補正予算の内容につきましては、志賀高原自然保護センター展示物改修に関するものです。

志賀高原自然保護センターについては、令和7年度に展示物改修を計画しておりましたところ、国からの補助金の一部が本年度配分されることになったことにより、歳入歳出予算繰越明許費及び地方債を補正するものです。

歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれ1億8,200万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ83億411万8,000円とするものです。

繰越明許費及び地方債の補正につきましては、自然保護センター改修事業の実施に伴う増額です。

細部につきましては、総務課長から補足の説明をさせます。十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長(湯本晴彦君) 総務課長。

総務課長(古幡哲也君) [議案に基づく補足説明]

議長(湯本晴彦君) これより質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第66号を採決します。

議案第66号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(湯本晴彦君) 起立全員です。

したがって、議案第66号 令和6年度山ノ内町一般会計補正予算(第8号)は原案のとおり可決されました。

2 議案第67号 フランス サン・ジェルヴェ・レ・バン市との友好都市の締結について

議長(湯本晴彦君) 日程第2 議案第67号 フランス サン・ジェルヴェ・レ・バン市との友好都市の締結についてを上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

(町長 平澤 岳君登壇)

町長(平澤 岳君) 議案第67号 フランス サン・ジェルヴェ・レ・バン市との友好都市の締結についてご提案申し上げます。

サン・ジェルヴェ・レ・バン市との交流に当たっては、4月16日に現地を訪問した際に、友好と相互協力に関する了解覚書に署名を行ったところです。MOUでは、両自治体が友好を促進するとともに、両地域の繁栄を増進し、日仏両国の友好関係の発展に寄与することを目的として、経済交流、観光、山岳スポーツ、温泉、教育、文化など、お互いに有益と認められる全ての分野において協力し、交流の促進に努めることとしております。

このたび、サン・ジェルヴェ・レ・バン市の市長を含む代表団が、令和7年1月7日から9日の3日間の日程で山ノ内町を訪問されることになりました。この訪問に合わせて、友好と相互協力に関する協定を締結したいと考えております。協定はMOUに基づき、交流の分野及び事業をより細かく定めた内容となっております。十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長(湯本晴彦君) これより質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(湯本晴彦君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第67号を採決します。

議案第67号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(湯本晴彦君) 起立全員です。

したがって、議案第67号 フランス サン・ジェルヴェ・レ・バン市との友好都市の締結については、原案のとおり可決されました。

3 議案第63号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

4 議案第64号 山ノ内町組織条例の一部を改正する条例の制定について

5 議案第65号 湯田中駅前温泉公園設置条例の一部を改正する条例の制定について

議長（湯本晴彦君） 日程第3 議案第63号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第5 議案第65号 湯田中駅前温泉公園設置条例の一部を改正する条例の制定についてまでの3議案を一括上程し、議題とします。

本案につきましては、去る12月9日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

塚田総務産業常任委員長、登壇。

（総務産業常任委員長 塚田一男君登壇）

総務産業常任委員長（塚田一男君） 5番 塚田一男。

それでは、総務産業常任委員会に付託されました議案審査の報告をさせていただきます。

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

令和6年12月17日

山ノ内町議会議長 湯 本 晴 彦 様

総務産業常任委員長 塚 田 一 男

1. 委員会開催月日 令和6年12月10日・12日

2. 開催場所 第1・2委員会室

3. 審査議案

議案第63号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第64号 山ノ内町組織条例の一部を改正する条例の制定について

議案第65号 湯田中駅前温泉公園設置条例の一部を改正する条例の制定について

（以上3件 令和6年12月9日付託）

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

4. 経過及び結果

審査区分 議案第63号、議案第65号

いずれも原案のとおり可決すべきものと決定

審査区分 議案第64号

修正案のとおり可決すべきものと決定

以上であります。

それでは、議案ごとに審査の結果等も含めて報告させていただきます。

まず、審査区分議案第63号についてですが、これは本条例の一部改正については総務課長及び総務係長の出席をいただき、審査させていただきました。

この一部改正は、給料表4級に担当係長を追加するものです。定年延長において、係長職に在した職員がそのまま継続して勤務するに当たり、係長職の4級にて設けるものであります。

なお、担当業務は、特任事項、計画策定、課の課題解決などに取り組むとの説明でありました。

委員会では、討論もなく全会一致で可決するものと決定しました。つきましては議員各位のご賛同をお願いいたします。

続いて、審査区分議案第64号についてですが、修正案のとおり可決するものと決定しました。それでは、審査過程に係る補足の説明をさせていただきます。

本条例の一部改正については、総務課長及び総務係長の出席の下、審査させていただきました。

この一部改正は、現産業振興課を経済振興課及び農林振興課に分割するものです。本年4月からの組織変更で観光商工課が廃止され、産業振興課に観光商工係と旧農林課主幹部門が合体し、現在約9か月が経過しました。その9か月の短い期間ですけれども、本会議に組織変更に関わる議案が提出された次第であります。

提出された議案の中で、経済振興課に関わるものとして、課、室の事務分掌においては、観光に関するものを削除し、商工業に関すること及び観光局に関することの提案でありました。委員会では、この点に議論が集中し、結果的に12月10日では賛成、反対の採決に至らず、討論延長の中で、全会一致で継続審査での意見集約に至りました。

しかし、現産業振興課における当町の基幹産業の観光と農業の職務範囲が大き過ぎ、産業振興課の負担軽減には委員会の総意により見直しが必要との認識がありました。

一方、観光商工及び観光交流ビジョンなどは、町として取り組むことがあります。先ほども説明させていただきましたが、論点の観光に関することについて修正してはとの意見もあり、12日急遽常任委員会の開催、継続審査並びに修正について再び議論した結果、修正案を全会一致で可決するものとの決定に至りました。

なお、修正案の内容は、お手元に議案を配付してあるとおり、組織条例の第2条、課、室の事務分掌で、第1項第6号経済振興課、ア、観光に関すること、イ、商工業に関すること、ウ、観光局に関することとあります。したがって、アの観光に関することを修正した次第であります。

お手元の資料では、見え消しで表してありますので、同文中の5、農林振興課にブランド農業推進室を付置する。第2条第1項第6号中、産業振興課を経済振興課に改め、同号中「アを削り、」から「イをアとし、ウをイとし、」までを削除するものであります。つきましては議員各位のご賛同をお願いいたします。

続いて、審査区分議案第65号について補足説明させていただきます。

本条例の一部改正については産業振興課長及び係長の出席の下、審査させていただきました。
今回の条例改正は、入湯料の改定であります。近隣の日帰り入浴施設の老朽面での均衡、改善の有無における光熱費の増加、人材の確保などの事由により見直しするものであります。

審査の中では、今まで値上げをしなかったが、水熱費等の高騰ではやむを得ない。一方、討論の中では、平成15年の開設から町民のための入浴施設として建設されたものであり、改定すべきではないとの討論もありました。また、改定はやむを得ないが、今後、サービス向上に努めるべきとの意見もありました。

採決では、5対1の賛成多数で、本条例の一部改正は可決すべきものとなりました。つきましては議員各位のご賛同をお願いいたします。

以上、付託議案について総務産業常任委員会の審査報告とさせていただきます。

議長（湯本晴彦君） これより委員長報告に対し、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。
まず、議案第63号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。
討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。
議案第63号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第63号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、議案第63号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号について、委員長報告の修正案に対して質疑を行います。

9番 高田佳久議員。

9番（高田佳久君） 9番 高田佳久です。

ちょっと1点、確認も含めてお願いしたいかと思えます。

過日行われました委員会には、委員長にお願いをし傍聴もさせていただきまして、質疑も確認させていただきました。

それで、今回修正可決、委員会の全会一致ということで、ご報告を今いただきました。初日に配付されました議案書の中には添付資料ということで、条例のほかにも規則についても添付資料がございます。

委員会の審査の中ではそちらの規則についても説明があったかと思いますが、今回、この修正可決をすることで、当初外して削除した観光に関するものを今回は戻す、追加するという形

ですかね、戻すという形になっておりますが、この規則、連動した規則の部分についてはどう
いう形になるのかを委員会の中で確認は取れておりますか。

議長（湯本晴彦君） 総務産業常任委員長。

総務産業常任委員長（塚田一男君） そこまでは、議論の中で確認できておりません。

議長（湯本晴彦君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第64号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は修正であります。

委員会の修正案に賛成の方は起立願います。

（多数起立）

議長（湯本晴彦君） 起立10人です。

したがって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立によって採決します。

修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

議案第65号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

初めに、委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

10番 渡辺正男議員、登壇。

（10番 渡辺正男君登壇）

10番（渡辺正男君） 10番 渡辺正男です。

議案第65号 湯田中駅前温泉公園設置条例の一部改正案を可決すべきものとした総務産業常
任委員長の報告に対し、反対の立場から討論します。

今回の改正案は、入湯料をこれまでの一般300円、小学生以下150円から、町民と町民以外に
料金体系を分け、町民一般は400円、小学生以下は200円、町民以外は一般500円、小学生以下
は300円とするものです。

町民と町民以外に分けることに関して、その判別方法について疑問がありますが、そもそも

大幅な値上げをすること自体に賛成できません。この条例の趣旨には、「町民や観光客に対し、低廉で良質なサービスを提供し、地域の活性化と健康増進に資するため設置する」とあります。この文言には大きな意味があります。

主な他市町村の温泉施設の条例の設置趣旨を紹介してみたいと思います。

まず、中野市の豊田温泉公園条例、市民の福祉と健康増進に寄与するとともに、地域活性化を目的とした豊田温泉公園を設置する。

また、高山村の山田温泉大湯、蕨温泉ふれあいの湯の設置条例ですが、温泉浴場の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとするとのあります。

そして、同じ高山村の森林スポーツ公園YOUランドの条例ですが、温泉法及び地方自治法の規定に基づき、森林スポーツ公園温泉の管理について必要な事項を定めるものとする。

それから、飯山市の湯滝温泉の設置条例ですが、趣旨、地方自治法の規定により、飯山市湯滝温泉の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

こういったほかの市町村の公的な温泉施設の設置条例はこんな感じです。

しかし、山ノ内町の楓の湯については大きな違いがあります。一番の違いが、町民や観光客に対し、低廉で良質なサービスを提供し、地域の活性化と健康増進に資する、これが楓の湯を設置した意味になります。

楓の湯が建設された平成14年当時、湯田中駅周辺は、お土産屋さんや食堂などの閉店が相次ぎ、町の鉄道の玄関口としては寂れ、にぎわいを失いつつありました。これを何とかしようと関係の皆さんが湯田中駅周辺整備として様々なアイデアを出し、その中から長野県をはじめ近隣の皆さんのご協力を得て、いろいろな困難も乗り越えて完成にこぎつけたのが楓の湯です。

鉄道利用客の増と観光も含め、低廉で良質なサービス提供と地域の活性化、この趣旨こそが楓の湯設置目的であり原点です。こうした皆さんの努力があって、現在のようにインバウンド客も増え、食堂などの店舗も充実して駅周辺のにぎわい、活気も取り戻しつつあります。

今回の値上げ案の審査の中で、現状、年間906万円の赤字との説明がありました。値上げ後、利用者数が変わらないことを前提とした想定では1,100万円余の収入増が見込まれるとのことで、黒字に転換することになります。しかし、これまで申し上げてきたとおり、そもそも楓の湯はもうけるための施設ではありません。足湯の無料開放や入湯料300円という低廉で良質なサービスを提供するというおもてなしの心こそが楓の湯の存在意義であります。

だからこそ、日帰り入湯税の導入、30円ですが、そのときも、消費税が増税されたときも値上げせずに頑張ってきたのが楓の湯であります。温泉街でありながら、これは様々な事情があることは理解しておりますが、実態として野沢温泉のように外湯開放がされていない当町においては、日帰り観光客にとって湯の里らしい雰囲気を取り戻すに味を味わえる大切な施設が楓の湯となっています。安易な値上げはすべきではありません。

料金値上げによらずとも国の補正予算、今審議されておりますが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、こうしたものを財源にしてでも観光局に対して財政支援をするという方法

も可能だと思います。

また、長野電鉄と連携した楓の湯クーポンについて若干紹介させていただきます。大変お徳のある乗車券です。発着駅によって3段階の価格設定がありますが、例えば、長野駅から利用する際には、現状2,070円です。それぞれの通常価格と比較しますと、長野湯田中間の乗車券が、1,130円かける2ですので2,260円。自由席特急券往復で、100円掛ける2の200円。楓の湯の入浴券が300円ということで、合計すると2,760円になり、この2,070円というクーポンは大変お徳な券になります。実際に往復乗車券よりも安く設定をされております。

しかし、こんなお徳なクーポンでも買える駅が少ない、発券機、券売機で買えない、広報がほとんどされていないなどの不十分さがあり、利用者増にはあまりつながっていないという課題があります。

売上げ増を本気で目指すのであれば、こうしたクーポン割引などの各種優待サービスや様々な特典提供、キャンペーン実施などの利用者増につながる企画サービスの充実にこそ力を入れるべきであり、安易な値上げに頼るべきではないと考えます。

以上申し上げて、私の反対討論とさせていただきます。

議長（湯本晴彦君） ほかに討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論を終わります。

議案第65号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第65号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

議長（湯本晴彦君） 起立9人で、多数です。

したがって、議案第65号 湯田中駅前温泉公園設置条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

6 陳情第11号 福祉医療給付制度を国の制度として確立することと、医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置をすべて廃止することを求める陳情

議長（湯本晴彦君） 日程第6 陳情第11号 福祉医療給付制度を国の制度として確立することと、医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置をすべて廃止することを求める陳情についてを上程し、議題とします。

ただいまの陳情につきましては、去る11月29日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

高田社会文教常任委員長、登壇。

（社会文教常任委員長 高田佳久君登壇）

社会文教常任委員長（高田佳久君） 9番 高田佳久。

それでは、報告させていただきます。

令和6年12月17日

山ノ内町議会議長 湯本晴彦様

社会文教常任委員長 高田佳久

陳情審査報告書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、下記のとおり決定したので、山ノ内町議会会議規則第95条（第94条準用）により報告します。

記

1. 受理番号 第11号
2. 受理年月日 令和6年11月14日
3. 件名
(陳情第11号) 福祉医療給付制度を国の制度として確立することと、医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置をすべて廃止することを求める陳情
陳情者 長野県県町593 長野県高校教育会館3階
長野県社会保障推進協議会内
福祉医療給付制度の改善をすすめる会 会長 和田 浩
4. 付託年月日 令和6年11月29日
5. 審査結果 採択すべきものと決定

それでは、審査経過について補足で説明させていただきます。

まず、表決の結果ですが、全員賛成ということで採択すべきものと決定となりました。

委員会の審査では、健康福祉課長及び医療保険係長から、陳情に対する当町の現状と影響などについて説明をいただきました。提出された資料を基に、地方単独事業による福祉医療給付の長野県の状況を確認しましたが、市町村によりばらつきがあり、住む場所によって医療給付が異なります。委員からは、統一した制度の必要性を感じるとの発言がございました。

また、国の医療保険制度では、医療を受けた人と受けない人との公平や適切な診察を確保する観点から一部負担金を求めております。昭和59年から地方単独事業により一部負担金が法定割合より軽減される場合、一般的に医療費が増嵩するため、この波及増分についてはその性格上、当該自治体が負担するものとされ、国庫の公平な配分という観点から減額調整されているという内容です。

現在、子供医療助成につきましては、令和5年12月22日の閣議決定により、国民健康保険の国庫負担の減額調整措置は廃止されましたが、障害者など医療助成に関わるその他の減額調整措置は残っております。全国知事会、全国市長会、全国町村会からも残りの減額調整措置の廃止の要望も提出されていることを勘案しながら、委員会では陳情の願意を妥当と判断しております。

以上、審査経過及び委員会報告を終わります。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（湯本晴彦君） これより委員長報告に対し、質疑、討論、採決を行います。

陳情第11号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第11号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は採択であります。

陳情第11号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（湯本晴彦君） 起立全員です。

したがって、陳情第11号 福祉医療給付制度を国の制度として確立することと、医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置をすべて廃止することを求める陳情は、社会文教常任委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

7 発委第10号 福祉医療給付制度を国の制度として確立することと、医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置をすべて廃止することを求める意見書の提出について

議長（湯本晴彦君） 日程第7 発委第10号 福祉医療給付制度を国の制度として確立することと、医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置をすべて廃止することを求める意見書の提出についてを上程し、議題とします。

提案者の説明を求めます。

高田社会文教常任委員長、登壇。

（社会文教常任委員長 高田佳久君登壇）

社会文教常任委員長（高田佳久君） 9番 高田佳久。

先ほどは陳情をお認めいただきましてありがとうございます。陳情採択を受けましての意見書の提出となります。

発委第10号 福祉医療給付制度を国の制度として確立することと、医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置をすべて廃止することを求める意見書の提出について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

令和6年12月17日 提出

社会文教常任委員長 高田佳久

令和6年12月 日 議決

それでは、本文を朗読させていただきます。

福祉医療給付制度を国の制度として確立することと、医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置をすべて廃止することを求める意見書

自治体を実施する福祉医療給付制度（子ども医療費助成や障がい者医療費の助成等）は拡充がすすんできました。しかしながら制度の内容をみると、対象年齢、所得制限、障がい種別による違い、窓口での一部負担の有無など、自治体間で大きな格差が生じています。一部負担はたとえ少額であっても受診の抑制につながります。どこで生まれ、どこに住んでいても、誰もがお金の心配なく必要な医療が保障されるべきです。そのためには、国が責任をもって、子どもや障がい者等の医療費助成制度を確立するべきです。

国は、子ども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止しました。しかし、その他の医療費助成については減額調整措置が残されています。減額調整措置は自治体の行う医療費助成にたいしてペナルティをかけるものであり、制度拡充の壁となっています。子ども医療費助成と同時に、すべての医療費助成への減額調整措置を廃止すべきです。

以上の趣旨から、下記の項目について、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

- 自治体を実施している福祉医療給付制度（子ども医療費助成、障がい者医療費助成等）を国の制度として確立すること
- 子ども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止に留まらず、障がい者等その他の医療費助成に係る同保険の減額調整措置についても、すべて廃止すること

令和6年12月 日

内閣総理大臣
厚生労働大臣
財 務 大 臣 様

長野県山ノ内町議会議長 湯本晴彦

以上であります。

皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（湯本晴彦君） 発委第10号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（湯本晴彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第10号を採決します。

発委第10号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(湯本晴彦君) 起立全員です。

したがって、発委第10号 福祉医療給付制度を国の制度として確立することと、医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置をすべて廃止することを求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

-
- 8 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査について
 - 9 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について
 - 10 予算決算審査委員会の閉会中の継続調査について
 - 11 広報常任委員会の閉会中の継続調査について
 - 12 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

議長(湯本晴彦君) 日程第8 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査についてから日程第12 議会運営委員会の閉会中の継続調査についてまでの5件を一括上程し、議題とします。

以上5件につきまして、お手元に配付してあります申出書のとおり、会議規則第75条の規定によって議会閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、議会閉会中も継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(湯本晴彦君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいまの5件は各委員長からの申出のとおり、議会閉会中も継続調査とすることに決定しました。

議長(湯本晴彦君) 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

議長(湯本晴彦君) 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は11月29日から本日までの19日間の会期でありましたが、補正予算9件、条例の制定3件、契約締結1件、友好都市締結など、多くの重要案件が慎重に審議されました。

また、一般質問では8名の議員が登壇され、産業振興や地域公共交通、不登校支援、有害鳥獣対策など、町行政に対し様々な観点から活発な論戦を展開していただきました。

町長をはじめ理事者、管理職各位におかれましても、真摯な対応をもって審査・審議にご協力、あるいはご答弁いただいたことに改めて感謝を申し上げます。

なお、一般質問や委員会でも出されました意見や提言につきましては、今後の予算執行や行財政運営に十分反映されますよう、強く要望したいと思います。

議員各位には円滑なる議会運営のため格別なるご理解、ご協力を賜り、本定例会がここに閉会を迎えることができますことに心より感謝を申し上げます。

本年も残すところあと僅かとなりました。今年は早い段階での降雪があり、この冬は各スキー場や温泉街もにぎわうことと思われます。これから年の瀬を迎えるに当たり、議員、理事者、管理職各位にはくれぐれもご自愛いただき、ご家族ご一同、ご健勝で希望に満ちた新しい年を迎えられますよう心よりご祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日の会議を閉議します。

議長（湯本晴彦君） 町長から閉会の挨拶があります。

平澤町長、登壇。

（町長 平澤 岳君登壇）

町長（平澤 岳君） 令和6年第5回山ノ内町議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は、11月29日から19日間の会期にわたり、人事院勧告に伴う補正予算、一般会計・特別会計・企業会計の補正予算、一部改正条例の制定等についてご審議をいただき、誠にありがとうございました。

12月に入り、寒さが一段と厳しくなり、町内も既に雪景色となりました。ラニーニャ現象の影響で、予想どおり寒さが厳しく雪も多いスキーシーズンとなりそうで、私自身も少し安堵しております。スキー業界にとって、年末年始は重要な稼ぎどきであり、この時期の降雪は、町の経済にとって非常に大きな意味を持つと考えております。

本定例会の一般質問において、幾つかの点でご指摘や疑念をいただきましたので、改めてご説明申し上げます。

1点目、海外留学補助金に関する件について、海外留学補助金の補助金を交付する際に、私が留学を検討していたご家族と事前に何かしらの約束をしたような話がありましたが、そのような事実は一切ございません。補助を受けられたご家族にも改めて確認しましたが、補助に関しては教育委員会主導の書類選考、面接を経て、適切な手順により補助金を交付しており、町民の皆様には誤解を持っていただきたくないと思っております。

議会で予算が議決され、要綱の策定をしているときにたまたまお会いする機会に恵まれ、補助制度が近々施行されることをご案内しました。私からは、海外留学補助という制度ができる予定で、詳細は現在策定中であり、興味があれば教育委員会に問合せくださいとお話ししました。実際に教育委員会に問合せがあり、要綱ができた時点で担当者からご案内したと聞いております。

2点目、タイのFITフェアに関する件で、私が私的なパートナーを同行させたのご指摘がございましたが、実際には私の会社のスタッフが1名、別件で同時刻、同時期、バンコクを訪れておりました。

現地で町、町内事業者の皆様と顔を合わせる機会があり、その際に、対等な関係である社員をビジネスパートナーですと紹介した次第です。私のビジネスパートナーは、イベント準備の

会議に呼ばれて出席をしておりました。私は山ノ内町の代表として渡航しており、山ノ内町の経費でバンコクに来ておりますので、町の業務以外の会議や活動には一切出席しておりません。

そして、私が山ノ内町のブースにほとんどいなかったというご指摘もいただきましたが、実際、私自身は山ノ内町のブースにはかなり頻繁に出たり入ったりしておりました。私の仕事はパンフレットを配るだけではなく、様々な方と会って話をしたりするのも私の仕事だと認識しており、JNTOのバンコク事務所長やバンコクにお住まいの町のイベントの社長、BNK48の社長などとミーティングがあったり、美唄市や札幌市、長野県観光機構などと様々なブースで話をし、情報収集をしたり関係者と会食に出たりしておりました。

山ノ内町は、ステージ上で30分間のPRタイムを土曜日と日曜日の2回いただいております。ステージで、CGM48のメンバーとトークショーを山ノ内町のPR映像とともに行いました。その際のステージ上での立ち位置やトーク内容なども、私と観光局担当者、BNK48グループの担当とで事前打合せを経て進めておりました。

グーグルマップの機能で、タイムラインという機能があります。私の行動が記録されるので、改めて私のスマートフォンを確認しましたところ、バンコクでのイベント会期中の11月8日、9日、10日の3日間、会場であるサイアムパラゴンに私がいた時間が確認できました。

11月8日の金曜日は、11時22分から21時55分、ほぼ10時間おりました。9日土曜日は、夜にステージがあった関係もあり、ランチを食べてから12時25分に会場入りをし、23時16分までいました。ほぼ11時間です。10日の日曜日は、10時15分から14時44分で、4時間半会場にいたことになっています。午後はちょっと体調が優れなかったことと、少しバンコク市内の様子も見たかったので、3時前に会場を後にして、会場の締め作業は観光局と皆さんにお任せしました。

私が2回しか会場に来なかったという趣旨の発言があったかと思いますが、30分間のステージ、PRタイムが2回あったのは確かですが、私自身、3日間で20時間以上サイアムパラゴン内におりますので、ブースやステージでのPR活動や関係者との打合せ、情報収集など、町のPRのために尽力したつもりでございます。

参考までにですが、山ノ内町のブースは、観光局と町内の観光事業者が手分けをしてブースでの対応に当たっております。午前中ブースを担当する方と、午後ブースを担当する方でシフトが組まれて対応しておりました。

また、観光局のスタッフと同じ便で日本から出発しなかった件に関して、私の体調維持のためにビジネスクラスで予約させていただいた際、少しでも安い便を取るため、七、八万円ほど安い成田発を選ぶことにし、私だけが成田発着で往復しましたので、観光局のスタッフは羽田発着便だったことから、別の空港を使うことになりました。町内の観光事業者の皆さんはそれぞれで航空券を手配しておりますので、観光局としては行き帰りの便を一緒にするような手配自体を行っておりません。

また、昨年、国際友好交流都市のベイル町へ町の代表団で行く際、志賀高原の関係者が別の打合せを入れようとして私が止めたという件に関しまして一般質問でも触れられたので、簡単

にご説明します。

皆さんもご承知のとおり、昨年、国際友好交流都市であるコロラド・ベイル町へコロナ明けの初の交流再開のため、公式訪問団による訪問を行いました。町内からも参加者を募り、山ノ内町とベイル町の担当者同士で行程を詰めて準備してまいりました。その調整を行っているときに、代表団のメンバーである志賀高原観光協会の会長、副会長の名前で、公式訪問団とは別のルートでベイルリゾートにアポイントメントを入れる問合せが入ったと連絡があり、ベイルリゾートと仲介いただいている方からもどうしたらいいのかと町の担当者に問合せがあった次第です。

我々としては、友好交流都市であるベイル町側が混乱することを懸念し、混乱を招くおそれがあるので直接連絡するのはやめてほしいと、問合せを入れた方ご本人に申入れをしました。その際、ベイルリゾートとアポイントメントを取って話がしたい内容があるのであれば、代表団の事務局である山ノ内町の担当課に、まずは相談してほしいともお話をしました。

そのようにお話をした後に、再度、ベイルリゾートに直接志賀高原観光協会の会長、副会長の名前でアポイントメントの依頼がメールで入り、再びベイル側から町の担当課にどうなっているのかと問合せが来たので、志賀高原観光協会に対して、これは町の国際交流事業であり、直接連絡を取るのはやめてほしいと再びお願いをしました。

その後、志賀高原観光協会から特に相談をいただけませんでしたし、訪問団に参加される予定だった志賀高原観光協会の代表の方はベイルに行くことを直前で辞退され、直前のキャンセルとなり、ベイル町にも若干の迷惑をかけたことは確かでございます。

なお、ベイル訪問の際、事前に相談をいただいていた志賀高原索道協会とは、デンバー市の滞在中にベイルリゾートの本社に伺い、建設的な打合せができております。

ベイル町のスキー場を運営しているベイルリゾートは、現在北米で最大のスキー場運営会社であり、ベイルリゾートが販売しているEpic Passは、世界50か所ほどのスキー場を滑ることができ、2023年は世界で270万枚前後販売されており、Hakuba Valley やルスツリゾートの5日券がついてくることで、白馬やルスツリゾートのインバウンドの誘致にも役立っていると聞いております。

私は、打合せを現地ですること自体がよくないと思っているのではありません。国際交流都市との関係もありますので、しっかりと手順を踏んでご相談いただければ町の活性化につながることで、山ノ内町としても前向きに取り組みたかったと思っています。今後も混乱を招くことだけは控えていただきたいと思っています。

以上、ご指摘のあった点についてご説明させていただきました。

今回は、私の行動に対して疑念や誤解を招いてしまったことにつきましては不徳のいたすところであり、真摯に反省しております。町民の皆様に誤解や不信感を抱かれることのないよう、今後一層気を引き締め、公務に邁進してまいります。

議員の皆様とは今後も町が抱える多くの課題について、うわさ話を取り上げるのではなく建

設的な議論を行い、町の発展のため共に歩んでいけることを切に願っております。私の町長としての使命は、孫たちが帰ってきたくなるような魅力のある町をつくることでもあります。議員の皆様と知恵を出し合い、議論を深めながら町の活性化に向けて全力で取り組んでまいります。

来年は、町制施行70周年という節目の年を迎えます。美しい四季と豊かな自然を後世に残すためにも気候変動への取組を加速させ、町民の皆様と共に力を合わせてまいりたいと存じます。

最後になりますが、新しい2025年が山ノ内町にとってもすばらしい年になるよう、私自身が引き続き覚悟を持って公務に当たることを約束させていただきます。そして、議員の皆様にとってもすばらしい年になりますことをご祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

閉 会

議長（湯本晴彦君） これにて令和6年第5回山ノ内町議会定例会を閉会します。

ご苦勞さまでした。

(閉 会)

(午後 2時58分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年 月 日

山ノ内町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員